

第十回 参議院地方行政委員会會議録第三十八号

昭和二十六年五月十八日(金曜日)午後二時五十分開会

本日の會議に付した事件

○警察法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員(岡本盛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

警察法の一部を改正する法律案予備審査を続行いたします。御質問を願います。

○吉川末次郎君 この前の委員会では務総裁に質問いたしました。御答弁を得たいと申しておりましたが、ほかの委員会に出席しておりましたために、折角法務総裁に御足労願つたのですが、お帰りになつたあとで、御質問できませんで、甚だ残念でした。全く私が遅かつたのですから、罪は私にございませぬが、その節、大体伺いたいこととのうち、極く総括的な面につきまして、二、三点を除きまして、他のことについては、齋藤長官から御答弁を得ましたので、齋藤長官に伺わなかつたような点、それについてお伺いしたいと思つております。一括して質問いたしまして、一括して御答弁を願いたいと思つて、大体私のお伺いしたいことは、技術的な、或いは法律の条文に關した面のこと、審議の進行に伴ひまして、後日いろいろお伺いいたす機会があると思つて、その前提になります、むしろ政治的なことについて、お伺いをいたしたいと思つております。

それで私たちがこの警察制度改正法案に對して、そういう点から一番問題にいたしておきますことは、先般も齋藤長官に對する質問のときに若干触れたのでありますが、この警察制度の改正といふことそれ自体が非常に重大な意味を持つておるばかりでなくして、現内閣が現段階において日本の国民になさんとしておるその政治の全体に亘つて、折角終戦後作られた諸種の民主主義的な政治といふものをば、旧憲法の時代に逆転させようとするところの傾向が非常に強いといふことを我が着目いたしております。及び先にマツカーサー元帥に代つてリッヅウエイ將軍が最高司令官に就任しますや、いわゆるリッヅウエイ声明を出しまして、それに基いて今日までの占領政策に基づくところの日本の過去の被軍事占領国としての諸制度が再検討されるという、この重大な問題に關連して、その一環として警察制度の改正が含まれておるといふことがここに加わりまして、更に警察制度改正に對する政治的関心が高まり、又その重要性が単なる警察制度の改正のみでなく、非常に重要な政治的意義を持つておるのであると私は考へるのであります。で、先般も申したことでありますが、終戦後、日本は新憲法を制定いたしました。旧憲法の基本的な精神でありました君主主権、或いは國家法人説を基本とするところの國家主権といふような考え方を一擲いたしました。主権は人

民にあるといふ、いわゆる人民主権の基本的精神に基づくところの新しい憲法が作られ、又その憲法に基いて、すべての法律及び制度の改正が行われて来たのであります。制度は非常に民主主義的になつたのであります。けれども、その実は民主主義的になつておるかといふと、少しも民主主義的になつておらないのが現実の事態であると思へるのであります。而も吉田内閣は、制度に關するところの實をたらずために、國民生活を民主主義的な方向へ指導するといふことを図らないで、為政者それみずから新憲法の精神をば理解するところの知性を欠けたいしております。たまたま新しい制度に國民が不慣れであり、そのことから来る何らかの弱点といふもの、欠陥が露呈せられるといふと、忽ちこの新しい制度はこういふ欠陥があるのではないかといふので、自分が持つているところの民主主義的知性の欠除を反省することなくして、これを直ちに旧憲法的な考え方に逆転せしめ或いは反動化せよとする傾向は、これは一切の政治の面に現われておると考へるのであります。人間は子供の時から養成されて来たところの教育によつて大體においてその人の思想が固まるのであります。すでに四十、五十になつたところの大人が頭の切替を憲法が變つたからといつてすることは、普通人には私は極めて困難なことだらうと思つておられます。況んや八十に近

いでのほかの困難なことだと思つて、せめては私はこの若き世代を担うところの青少年の諸君の教育だけでも新憲法の精神に基いてやつて貰ひたい、そして、その将来は非常に遠いことであつても、それに待つよりしようがないといふようなことを考へておつたのであります。それが又新憲法の精神を少しも理解しないところの、ビスマルク、モルトケ時代の第一次歐州大戰前の日本の旧憲法が制定せられた時代のドイツの國家哲学やドイツの思想から、頭が動きがそれなれないようになつておるプロシヤ主義的な教育者であります。天野氏を文部大臣にして、そして日本の學制制度をば旧憲法時代のそれと古く考へて逆転させようといふ教育をリードしておるといふことは、非常に重大な問題であると思へるのであります。それが大體お尋ねしたいところの大體の私の基本的な考えなのであります。それが、そういうふうなことに對して大橋法務總裁の内閣を代表しての大體の御意見をこの際承つておきたいと思つておられます。それと關連いたしまして、この警察制度の改正の意義は政治的に非常に重大な性質を持つておられます。この重大な性質を持つておる重大な法案を閉會間際の會期切迫せる今日において御提出になつたのはどういふわけであるか、もつと早くこれをお出しにならなければならぬのじやないかと私たちは思つておりました。十分の審議を尽くすといふことは、立法法の私は義務であるだらうと思つて

であります。すでに五月二十八日に迫つておられますところのあと十日の間では、到底私は國會が十分審議するいとまを持たないと思つておりました。大體におきまして我々はこれを握り潰すか否決するとかいふような考へは今持つておりません。警察制度の改正については十分慎重に審議したいといふのが我々の望みであります。期日が十分ないと思つて、本會議の議を経て引續いて次の臨時國會に審査を重ねて行きたいといふようなことが今日の我々の心組んであります。それが併せて一つ今の大橋法務總裁に對するお尋ねを願いたいといふことが第一点、その前提として考へるならば、今申しました非常に抽象的なことでありませぬが、吉田内閣の政治が新憲法の精神を十分に理解しないで、そして新憲法の精神の方向へ日本の制度を改革し又國民を教育して行くといふようなことに努力しないで、逆転さす方向への努力がいられるといふことが非常に政治上の危機であるといふふうにお尋ねすることについての御答弁を得られるならば、それをその前提として御説明を願ひたい。それから第三番目に御答弁を得たいと思つておられることは、このリッヅウエイ声明によつて大體政府が考へておることとして伝えられておられることには、こゝろがこゝろが大體言われておる表になつたものではありませぬが世間

では大体こういうふうに見ておる。第一には、ポツダム政令はすべて国内法に切換えられ、物統令、公益事業委員会令、持株整理委員会令、団体等規正令等の再検討が行われる。これは政府が発表していらつしやる正式に発表していられるものや、或いは大臣の談話そのほかでも公式或いは非公式に発表されておるものもあると思ひますし、大体第三者の観測に基づくものもあると思ひますが、ともかくこういうことがまあ予想されておるのでありますから、これについて御答弁願ひたい。それから集中排除法、事業者団体法の全面撤廃が考えられ、戦前のような輸出入組合設立が問題となつて来るだろう。それから各種委員会の廃止、殊に教育委員会、公益事業委員会、公安委員会、人事院の廃止、これに伴う大幅の行政機構の改革が行われるのではないかと。又安本を中心とした企画官庁をいわゆる戦時体制或いは準戦時体制のものに呼応して強化する、殊に経済上の統計、調査を全面的に安本或いは総理府へ委譲することが内定しておるというふうなことが伝えられておる。総司令部の商業勘定、外貨の運営権並びに通商協定の締結権、関税自主権の実質的な委譲が行われる。これはまあ結構なことでありますが、それから独禁法や労働基準法の運用は国際的な水準に止めるといふこと。それから農地改革を恒久化するため、農地の強制譲渡に関する政令、自作農創設臨時措置法、農地調整法を一本に纏め、農業用地法案を休会明け国会に提出するというようなことが伝えられておる。又食糧緊急措置令は、これは超過供出を規定したものであります、今国会に提出中の食糧の政府買入数量指示に関する法律案が超過供出も規定しているの、同法案に切換える。それから米価の決定、供出等の補正割当、食糧輸入計画等が日本側に委される可能性があるというふうなことが、これもまあ結構なことだと思ひますが、それから漁船の操業区域制限に関する政令については講和後の漁業協定で漁区の拡張を解決したい。まあこれも結構なことだと思ひますが、それから一つには、我々が今審議しておる問題であります、警察制度の改正については、国警、自警統合の場合、政府の直轄より国家公安委員会の委員長に国務大臣を当てるというふうなことの見透しが非常に強いといふことが、第三者が言つておるのでもありますが、こういうこと。それからまあ大分いろいろありますが、これは余り言つておるに非常に長くなりますから、ともかくも、そういうふうなリツジウエイ声明に基いて政府がいろいろな法令の改正を行うといふことを考へておるということが伝えられておるわけなんです。で、今読みましたものの中にも要するに日本の自主権の回復に基いて、非常に結構なことも沢山ありますが、今言つておるような人事院を廃止するか、或いは各種の委員会を、教育委員会、公安委員会というふうなものも廃止するとかいふようなこと、これは先般も申したのであります、これは非常に新しい委員会制度のコミニツション・ガバメントというふうなもの、三権分立以来の大事件であると言われておりますが、非常に日本には新しい計画であつたと思つておるのであります、この委員会のことさきものは……。

ところが、それが日本には不慣れであるために、古い考へで、そんなものは要らぬといふことで、一括こういうものはみんな廃止されるというところが一つとして公安委員会というふうなものもこれは廃止してしまふのだといふことが伝えられておるのであります。一つ一つについて御答弁を願へなくとも結構であります、総括いたしまして、まだ大分ありますけれども、私が申し上げました範囲内においても大体申されたと思ひますので、こういうことを政府ではどのように考へていられるのかといふことを、特に読み上げました条項に基いて、人事院の廃止その他各種委員会、教育委員会等の委員会制度の廃止の問題、及び公安委員会の廃止、並びにそれが存続されて何らかの形で残つた場合においては、これを委員長は国務大臣にするといふふうな世間の説に対する今日までのいろいろなお考へ、内閣内における意向等、或いは、はつきり言つて貰つて差支えないことならお話を願ひたいと思ふのであります。なおお尋ね申上げたのであります、御答弁を伺ひましたから再質問をいたしたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 吉川委員にお答を申し上げます。最初の御質問の点は、吉田内閣の性質を眺めるといふと、新憲法の民主化の精神と逆行しておるのではなからうか、最近の施策が、殊に憲法の精神から見ると、進歩的な感でなくして逆転の傾向のほう、強いように思われる、こういう御趣旨でありまして、これについてどう考へるかという御質問の御趣旨とつたと思つております。勿論この問題に関

連いたしました、吉田総理なり、或いは天野国務大臣なりについての個人的な御批判もございまして、かような点は別といたしまして、御趣旨について申し上げます、現内閣といたしましては、この内閣が組閣いたしました以来、我が国の再建をいたしますためにできるだけ速かに講和条約を準備するといふことが必要であります。そうして講和条約の締結後ということによりまして、初め我が国が外国とできるだけ有利な立場において、産業上、或いは通商上の立場をとる、これによりまして国民経済の立て直しといふこともあり得ると思ふ。その前提としてどうして講和条約を早急に締結するような態勢を国内において作り出す、このことが必要である。こういうふうな考へとをこつたわけであります。そうして、このことを実現いたしますために、ポツダム宣言その他終戦当時以来の占領政策並びに諸外国におきます日本に対する考へ方、こういつたものから考へまして、国内におきます民主化といふものをできるだけ推進いたして参りたいといふことが、その前提として欠くべからざるものである、こういうふうな考への下に国内の民主化といふこと、この推進の努力がなされなければならぬといふ次第であります。政府といたしましては新憲法の民主主義といふものを国内の施政のあらゆる面において活かして参りたい、行政の面におきまして、又教育の面におきましても、この新しい民主主義の精神といふものをできるだけ活かして、そうして受入れて行く、そうした態勢に国内の情勢を導いて行くことが使命だと、こ

う考へて施策を進めたいと思つておるわけであります。これらの努力につきましては、幸いに総司令部を初め諸外国におきましても、漸次その実情を認識せられまして、最近におきまして講和条約に対する諸国の気がまがとみに進んでおるといふことも、又かような面におきまして政府の施策が多少なりとも効果を生じた結果ではなからうかと、かように考へておる次第であります。併し事は政府の施策の実績についての御批判でございますので、政府としては、又さうな方向に施策を進めて行きたいと、かように考へておるのでございます。その実績から考へまして、いろいろの立場から批判をされるということは、これはそれ／＼のお立場におきましては只今申上げましたような趣旨によつて民主化を推進するといふことが必要であり、そのために努力をいたして参りたい、こういうふうな考へておる次第であります。それからこの問題に関連いたしました、ややともすれば民主的な新しい制度を国内において新らしく取入れる、そうしてこれを運用いたして参る上におきまして、新制度の運用に習熟しないために、多少なりとも好ましからざる結果が現われるといふこと、これは制度全体の罪でなくして、制度に対する未熟なことが原因であるにもかかわらず、この民主的な制度そのものに本質的な欠陥があるのではないかと考へておる方が最近横行しておる次第であります。こゝ私はずべての面においてかような考へ方があるとは考へませんが、併し相当の／＼な面におきまして、そうした欠陥があると

らんというような考えを持つておるの
が、我々の基本的な考え方でありま
すから、その点は十分御了解を得たい
と思ひます。又我々はそういう態度で臨
みたいと思ふのであります。それで、
必要なことは、なせ我々が一時的に
も、一時はどうしてもこれを旧制度と
いうものを、全面的に改訂してしま
つて、そして小さな自治体の居住民
それ自身が、自分の自治体を、自分が
警察官である、ボリスメンであるとい
うバイ・ザ・ビールの精神によつて
警察行政をやるといふ考えを持たすと
いふ必要があり、そのためには全面的
に個々民の民主主義に對するところの
意識の成熟を待つといふことがどうし
ても必要になるのではないかと。とこ
ろが先ほど来、申しましたようなこと
で、日本の為政者が、そういう新憲法
の民主主義的精神といふものを十分に
理解されないために、それに逆行する
ような一切の政治を行なつていらつし
やる。又殊にヤンガーゼネレーション
を養成するといふことについても、又
知性の欠如から、古い國家至上主義の
精神で以てそれを養成する方向へ、吉
田内閣になつてから、いろ／＼な性教
育なり何なりが少くとも逆転したとい
ふことが、私は当面してるところの
日本の非常に大きな政治の危機である
と考へてゐるものであります。それに
つきましては、先に宮城前広場のメー
デーの禁止において、やはり吉田さんが
少しも民主主義はわかつていないで、
旧憲法のときと同じように、天皇陛下
といふものはやはり神様のようなもの
である、いわゆる天皇の神格化、
天皇さんみずから自分人間天皇であ
ると言つていらつしやるのに、やは

り神さんにして置かうというやうな考
えでいられることを看取して、非常に
残念に思ふのであります。又最近の母
の日なんか、これは私は非常に民主
主義的でない祭日を作られたものであ
ると思つて非常に喜んでゐるのであり
ますが、ところが笑を見ますといふ
と、自分の母親の情愛をすべての子供
が慰ぶといふ極めてヒューマニステイ
ツクな觀念に基いて作られた祭日であ
ると思ふのでありますけれども、町に
母を慰ぶるしであるカーネーション
を胸につけてゐる人は非常に少く、新
聞に出ましたところは、やはり皇后陛下
に母の日にお祝いの花束を持つて行く
といふやうなことが主なる何か祭日の
目的のやうに知られておる。昔の
国母陛下であるといふやうな立場の、
封建的な考へが、やはり祭典の目的で
あるかのような、これは内閣がそのよ
うにおしになつたかどうか知りませ
んが、少くとも天野文部大臣の教育思想
からすれば、やはりそのほうがいい
やうなところへ行つてゐる。これ
も非常に最近の傾向として残念な
ことと思ひますが、一切の面に、そ
ういふ面が非常に強くなつてゐる。思想
の相違としていたし方ありませんが、
ともかくも民主主義的な警察制度を作
りながら、それを養成して行くところ
の裏付けになる民主主義的意識の制度
といふことについて、それに逆行する
やうなことを吉田内閣がやつて
いらつしやることを非常に残念である
といふことを更に附加して申上げてお
きたいと思ひます。

な御質問申上げたいことが多々こ
ざいますけれども、これを以て私は打
切りたいと思ひます。

○安井謙君 先ほどの吉川委員の御質
問に關連して一つ、國策審議委員の中
に戦犯者がいるといふやうなお話でし
たが、戦犯者と公職追放者は同じ意味
に解釈してよろしいのかどうかを念の
ためにお伺ひしておきたい。

○吉川末次郎君 議事進行につ
いて……私は戦犯と公職追放と混同し
て申上げたかも知れませんが、公職追
放の意味なんです。それはその意味
において一つ御了解願ひたい。ただそ
の公職追放者のメンバーを以て殆んど
満たしてゐるというところに、やはり
吉田さんが民主主義的な精神を理解し
ていらつしやらないで、新憲法の下にお
けるところの總理大臣たるこの資
格をお持ちにならんものであると私は
考へるといふことを申上げておきます。

○安井謙君 戦犯者ではないという御
意思はよくわかりました。じやよく一
つ速記録を御訂正でもなさるといいと
思ひます。

○吉川末次郎君 私の言葉が速記録に
載つていはいでしよう。私自身が
取消せは……。

○安井謙君 それは結構。それに関連
して委員の皆さんの非常に御熱心な御
質問と、当局の懇切丁寧な御答弁で、
非常に大綱的な問題は進捗したかと思
うのであります。私も今日の法務總裁
の御答弁に關連しまして、一二念のた
めにお伺ひしたいと思つております
が、警察制度の、今日國警と自警の問題
が、運営の不慣れのために非常に支障
を來たしてゐるといふことも確かにあ
りますが、同時にこれは制度の根本的
な問題が、依然として、警察能力とい
うほうから見ると、能率化といふ面か
ら見ると、相当まだ残つてゐるのでは

ないかと思ひますので、これは法務總
裁としては、差當つてこれを改正する
御意思がないといふやうに承りまし
たが、私はこれをただ國警のほうの権
限拡大という線で、これを持つて行く
といふことは、にわかには賛成できな
いのであります。もう少し進んで、こ
れは吉川委員もおつしやつていたよ
うであります。本當の警察の能率
化、或いは権限、権力の強化という意味
からは、もつと別な線から考へられる
アイデアがあるのではなからうかとい
う気がいたしますので、これは今日御
答弁にならなくとも結構であります
が、私も今度の改正はその意味
から甚だ微温的なものではないかとい
うやうな考へを持つておられますこと
一つ附加しておきたいと思ひます。

それからもう一つ關連しましてこの
改正案が出ます當時、この首都警察は、
首都であるために、國警に移管したほ
うがいいんじやないかといふやうな御
議論もあつたやうであります。この
点につきまして、今日政府当局ではど
ういふやうな考へを持つていらつし
やるか、その点の御答弁を頂きたいと思
ひます。その二点をお伺ひしたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 首都警察の
問題は、この改正案について取上げてお
りませんが、この問題は慎重に研究す
る必要があると考へておられます。今
なお研究をいたしておられます。

○小笠原三三男君 皆さん本日法務總
裁に特に御質問がない場合には、私、
地方財政委員会、自治庁のほうにお伺
ひしたいのですが、よろしゅうござい
ますしやうか。

○竹中七郎君 私、二、三お伺ひ申上
げたいと思ひますが、現在の國家公安
委員会があります。これと、いわゆる
これは國警關係の委員のかた／＼で
ありますが、併しこの自警關係と國警
關係の連絡、協力といふものがどうも
ないために、このたびにおきまして相
當その調節に手間を取られる、或いは
随分いろ／＼なことが起る、こういう
ことになつておられますので、こういう
ことを考へになつたかどうかといふ
問題です。國家公安委員会に、國警並
びに自警と申しますか、自警からの推
薦者、内閣からの推薦者で合同してや
るとか、或いは連合委員会を作つて、
これを法制化して、はつきりやるとい
うやうな考へをお持ちになつたこと
があるかどうかといふことを、一つ、
第一点としてお伺ひいたします。

次に、この近隣の町村が連合いたし
まして、三万、或いはその程度、こう
いふ程度の人口がありますものが組合
警察をこれから作ると、こういうとき
に對しまして、これに對するいろ／＼
なお考へをこのたびの改正案を作られ
るときにお考へになつたことがあるか
どうか。又現在市の三、四万の所で、
その近隣にありますが、一万余、一萬
くらいのもものが一つ一緒にやりたい
といふときにおきまして、これは全部國
警を持つて行くといふ考へでなくして、
そちらのほうがいいといふ住民の
意思があつたときには、そうしたほう
がいいかどうか、こういうことにお
きましてお考へがあるかどうか。

次に現在の自警の單位費用の問題が
ありますが、これは平衡交付金におき
まして、先般も自警側の代表者から申
されまして通り、十八萬のものが十六
萬数千円になつてゐる。現在行つてい
るのは二十萬くらいである。こういうこ

いう理由があるのじやないかと思われ
るのですが、私素人でわからんのであ
りますけれども、なぜそういうふう
に内輪に見ておつて、それで地方の自治
体警察が、地方自治の一つの固有事務
である自治体警察が育成強化せらる
と地方財政委員会がお考えになつてお
られるのであるか、その辺の事情を御
説明願いたい。

○政府委員(秋田保君) これは先ほど
も御説明申上げましたように、総額に
おきまして、ひとり警察に限らず、養
務教育費等すべて或る額を毎年度必要
額としてきめるわけでございます。そ
うして、それに基きまして地方財政平
衡交付金の額とか、自治体の額とか、
地方税の額とか見るわけでございま
す。そのようにしてきめましたものに
つきましては、先ほど申しましたよう
に、平衡交付金の基準財政需要として
は総額をとらずに、平衡交付金の額の
九割をとる。それから地方税の七割の
額、これだけに圧縮しましたものを基
準財政需要に計算いたしました。平衡
交付金の配分をいたすのであります。

従いましてこの額以上に、先ほど申し
ました残りの地方税の額の三割とかい
うものが地方団体に残つておりますの
であります。これにつきましては、
むしろそのように各費目に分けてしま
わずに、地方が自由に使うという余地
を残しておきます。その意味におきま
して、平衡交付金に用います基準財政
需要の額は普通の額よりも少し下廻つ
て、これはひとり警察費だけに限つて
はおりません。一般の経費もそのよう
になつております。

○小笠原二三男君 そうしますと、国
家地方警察同様の警察官の水準に達せ

しめるためには、結局自治体警察にお
きましては、足りない分を特別平衡交
付金でもらうか、三〇%の税その他で
見ておられる平衡交付金の需要額を算
定するときに見ない収入の一部を以て
これで賄え、それでいいのだというこ
とになるように聞えるのですが、そう
了解してよろしいかどうか伺いた
たい。

○政府委員(秋田保君) 国家地方警察
と、それから自治警察の実際要ります
単価というものは必ずしも国家警察と
一緒ではございませんで、国家警察の
ほうには通信費とかその他、地方にな
い経費も入つております。必ずしもこ
れは一緒にならないのであります。そ
れはそれといたしまして、基準財政需
要額は先ほど申しましたように一般財
源によつて賄われるもののうち一部し
か対象にとつていないのであります。ま
して残された分、主として地方税の三
割の分、この額が当ることになつてお
るのであります。

○小笠原二三男君 今の御説明では、
国家地方警察のほうは相当膨大な通信
資材その他の設備いろいろのものがか
けられて、一人当りの経費として十九
万六千円と出ている、従つて当然高い
のであつて、必ずしも警察官一人当り
の対象として地財委が見ているものは
権衡を失するものではないという裏付
けになるような気持でお話のようであ
ります。私たちが必ずしもそうは
考へない。規模が小さい自治体警察で
あろうとも、一つの警察運営をやる
のには、初めから警察署を建て或いは
その内部に設備を持つというようにな
るとは、個人当りの負担というものは、

国家地方警察総体の人数における個人
割の負担よりも重いのではないかと思
え思われる。で、必ずしもその意見に
は同意したいものがあるものでありま
すが、又あとでお尋ねする機会もあ
ると思うので、次に移りますが、昨
日法務総裁に質問した場合に、実はこ
ういう質問であります。今度の新
らしい警察法一部改正の法律案によつ
て、自治体警察がその定員の枠を外さ
れたという場合に、自治体警察官が減
るか殖えるか、その見通し如何とい
うことを伺いましたところが、市街的な
町村において自治体警察を今維持して
いるものが一万九千人あるが、これが
全部国家地方警察に吸収される態勢に
なつた場合吸収されるとも考えられな
い。而もその他都市部における自治体
警察等は、却つて治安確保、能率化の
ために定員を従来よりも殖やして行く
という意向があるようでもあるから、
一般的には自治体警察の総体の定員の
枠は殖えるんじゃないか。こういう見
通したつたのであります。従つてその
場合には、各自自治体警察が自由意思で
警察官の定員を殖やす場合には、国が
平衡交付金においてそれらの増員分
を警察官の費用というのを見つけてく
るかどうか、このことについてどうい
う裏付けを持つてこの法改正案を出し
たのであるかということ伺いました
ところが、法務総裁は、そういう場合
には当然平衡交付金において見て行く
というようにお話しなさいことであ
つて、私は極力そういうことに努力し
たいというお話でありましたので、再
度質問しまして、そうなつて實際定員
が殖える場合には、今限られた平衡交
付金総額の枠内操作では解決しないの

であつて、交付金全体の総額という問
題まで、この内閣の国務大臣であるあ
なたが努力せられるということである
か、という質問をいたしましたところが、
そういう意向を持つてこの問題を考え
ておられることであつたのでありま
すが、そこで地方財政委員会としま
しては、そうした場合に、法務総裁が
考えられるように、平衡交付金の算定
の基礎の中に、地方が自動的に増員し
た分を見つけてくれるのであるかどう
か、この点を承わつておきたいと思
うのであります。

○政府委員(秋田保君) 只今御質問に
なりました点は、非常に実際問題とし
ては、このお考え方にむずかしいところ
がございます。と申しますのは、自治
体警察の、今後定員等について国から
の枠を外す、自由にするという場合に、
自由で殖やしましたものを、何でも
かんでもこれを国家の平衡交付金の枠
の中に入れて見るということ、これ
は少しむずかしいと思つて、ただ国
家の見地から見まして、増員したほう
がいいということ認められるものに
つきましては、これは飽くまで平衡交
付金において裏付けをして行かなけれ
ばならないと思つて、従いまして、
現実の問題に当ります。地方がた
だ地方だけの考えで殖やしたのか、
或いは全体的に見てもそれだけ殖やす
のが当然であるかどうか、その見分
けをしまして、国家的に見ても、
どうしても殖やさなければならぬとい
う数字につきましては、それは平衡交
付金の枠の拡張ということによりまし
て、財源の裏付けをして行くべきであ
ると我々も考へております。

○小笠原二三男君 そのもとでも私必

ずしもそうだと考へられない部分
あります。国家の見地に立つて判
定を下して、その場合には考へられる
だろが、地方が自由にやつた分を全
部見るといふことについては如何かと
いう話であります。私は平衡交付
金の制度から言つて、少くともその地
方の標準財政需要額を考へるといふ場
合には、警察の能率化、強化という問
題から、これだけなくちややつて行け
ないというものが、地域の住民の意思
として決定になつたならば、これは国
の意思がそれに作用する、しないにか
かわらず、そういう観点ではなく、ま
さか無駄な警察官を置くというものは
どこにもないのであつて、十分これは
国が見て行かなくちやならん立場にな
るのじやないかと考へられるのです
が、まあ一応秋田さんには別な問題を
質問するとして、地方自治庁が地方自
治の建前から、今のようになつてお
つてどういふお考えをお持ちになつて
おられるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(小野哲君) 今回御審議を
願つております警察法の一部改正によ
りまして、自治体警察の定員の枠が外
されるということになるに於いての交
付金の取扱方の問題であります。が、
只今秋田君からお話をいたしましたよ
うに、地方財政平衡交付金の算定の方
法をどこに求めて行つたらいいか、言
い換へれば測定の基準をどこに求める
かということについて、従来の考え方
をこの際、今回の改正に伴つて考へ直
して行かなければならぬ問題が起つ
て来るのではないか、かように思つて
あります。即ち定員について、測定
の範囲並びにこれによる数値を求めて
行くという考え方で、果して公正な平

衡交付金に用います基準財政需要の額は普通の額よりも少し下廻つて、これはひとり警察費だけに限つてはおりません。一般の経費もそのようになつております。

○小笠原二三男君 そのもとでも私必

衡交付金の算定の基礎が求められるかどうか、こういう問題が起つて来るのではないかと私は想像するわけでありませぬ。この点につきましては、勿論地方財政委員会において十分に研究をしてもらわなければならぬと思つておるのでありますが、總体的に申しまして、自治体警察を現状通り維持して行くという当該地方公共団体の意思の決定がありました場合にござりますれば、自治体警察の維持の本質から考えまして、今できるだけこれに必要な財政措置は講じて行かなければならぬまい、又そうすへきたという考えを私も持つておるわけでありませぬので、地方財政委員会における研究の結果と相打ちしまして、財政措置については遺憾のないように自治体においていたして参りたい、かように考へておる次第であります。

○小笠原三三男君 今の御答弁で、遺憾のないように善処して参りたいというのですが、これは地方の財政内容が遺憾のないように措置して参つて頂けはいいのですが、そうではなくて、地方自治の責任が一応主うされるように遺憾のないようにやつて行くというだけでは、私は誠に遺憾なものでありまして、今お話になつた点についても、私は非常に不満足な点があるわけでありませぬ。と申しますのは、廃止になる分は、勝手に地方自治の本義に照して廃止することもいいだろう、減員するといふ場合についても、それは地方自治の精神に副うて減員してしまふ、却つて平衡交付金をやらないだけでも儲かるというくらいのことであつて、そうして殖える分については、必ずしも地方自治の本義ということとは言わんで、国

家的の見地と言う。私はこの点はわかつたのであります。少くとも特殊なる事案の問題で、自治体警察と国家警察が相共に関連を持つて、いわゆる国家治安を維持しようという建前から言つてこの警察行政費については、他の部門とはやはり趣きを異にするべき点があるのではないかと思つておるわけでありませぬ。少くともそういう場合には、増員することは余裕財源を持つて居る所あるならば、若しもそれを是とする場合には、少くとも最低水準だけはこの線において維持しなければならぬといふふうには、この減らすというほうを維持して行くように強制するといふ、やうなことでも財政的に困るが考へて、而も警察の能率を強化するといふ方向に行くべきものではないか、こう思つておるわけでありませぬ。今、地方財政委員会並びに自治体から伺ひますと、昨日の法務総裁などの意見とは必ずしも同じではないどころか、全然これは連絡もとれておらないし、問題ならんと申すのであります。本日、他の法務委員会との連合審査で任民登録法案の問題で、地方財政の問題を法務府に開きましたところが、法務府側では、この諸般調査費については固で見よう努力したい、来年度予算化する、こういうふうな話があり、経常年度における経常事務費については、平衡交付金の算定基礎の中にこういう事務費という項目を入れるようにしたい、それでこの点については地方財政委員会とも或る程度の了解が得られて

他の委員会において、萩田さんなり小野政務次官をお呼びして質問して行く

と、本日のように又ぐらぐらして来るのではないかと思つておるわけでありませぬ。この点がつきりしないというが、実は我々社会党としましては、この警察法一部改正法案に必ずしも同調できない。一般にこの法律は如何にやにでもきめるけれども、財政的には何らつきりした目的を持たぬといふやうなことで、私たちが国会議員として責任を持つてない。而も小野政務次官は、先ほどこれは今の地方自治の建前から、地方財政については地方がそれぞれ考へるのが本義であるといふことを言つたのですが、私御尤も思つておるわけでありませぬ。併し今の地方財政は、平衡交付金の制度或いは起債その他からみ合つて、国と地方とが持ち寄つて地方財政を維持して行くといふ建前を持つておる限りは、必ずしもそういうことだけで地方にこれを任せきりにして手放せといふことは、この法律がいわゆる治安の維持確保、その現状に鑑みてこの改正をするといふ趣旨には絶対合はぬと思つておるわけでありませぬ。そこで、この点、法務総裁のほうとは関係御当局は如何なる御連絡があり、如何なる財政的な裏付けを以てこれを措置しようとしたのであるか、伺ひたいと思つておるわけでありませぬ。で、それに関連しまして、自治体警察相互間、或いは自治体警察が国警側から協力をされた場合には、自治体警察側は、その金の負担は国家地方警察が持つといふふうになつておるのでありますが、この点についても、まあ調順、陳情等で見ますといふと、そういうことのために、国家地方警察に一々連絡するといふやうなことを抜きにして、そうしてそれら協力し合つたときの金そのものは、平

衡交付金などにおいてプールしておいて、そうして国から直接金がほしい、こういう自治体警察側の意向もあるのではありませんか、こういう協力費と申しますか、これらの関係については、自治体はどうか、これは、何もお答えは要りませぬ。関連しまして、この二つお伺ひしておきたいと思つておるわけでありませぬ。私、先ほどお答えをいたしました中で、或いはお聞き誤まりがあるかと思つておるわけでありませぬ、自治体警察をそのまま維持してしまふという意味ではないのでありませぬ、制度の改正に伴うて警察費の財政需要の測定についてのやり方は検討を加へる必要が起つて来るのではないかと、この点を私が申上げたのでありませぬ。と同時に、先ほど萩田政府委員からお言葉がありました、その点につきましまして、小笠原さんがお考へになつておられますように、やはり自治体警察と国家地方警察とが相対して初めて全体の治安の維持が全うされるわけでありませぬので、従つて当該地方公共団体において幾ばくの警察吏員を必要とするかどうかといふことは、やはり国全体の治安維持の見地から見るといふことが妥当ではないか、さような考へ方から、恐らく国家的見地という言葉を使つたのではなからうかと思つておるわけでありませぬ。この点、補足的に私から申上げておきたいと思つておるわけでありませぬ。なお自治体警察の財政措置の問題につきましましては、事務当局におきましてもいろいろと研究をして参つてお

なければならぬ問題もあらうかと思ひますので、地方財政委員会とも連絡をとりまして、これらの諸問題について検討を続けて参りたい、かように考へておるわけでありませぬ。

○小笠原三三男君 ここで再三論議しても、これはどうもつきりしませんので、又後日岡野自治庁長官、法務総裁と御列席の上で、統一ある御意見を伺いたしたいと思いますので、一応この財政問題について留保しておきたいのですが、ただ、あとの研究したい関係から、ちよつと御質問しておきませぬが、自治体警察側においては、実際の警察官一人当りの所要経費が二十万五千円かかつておるといふのであります。あなたがおつしやるこの七〇%の税収を見、平衡交付金の九割を見る、標準財政需要額として十六万三千円というのを見たといふのであります。他のそれら全部入れて一〇〇%に計算しても、現実に今かかつておる二十万五千円に達するであらうかといふことは、私、計数上の疑問があるのであります。で、現実に二十万五千円一人当りかかつておる、こういうことから地方財政が圧迫せられ、自治体警察の維持ということが非常に困難であるといふことか

由として取入れて、治安の確保に資したいという警察法案の改正になつたと思つておるわけでありませぬ。この現実の地方の二十万五千円もかかつておるといふことと、標準財政需要額が十六万三千円にしか見られないといふ点について、事務当局の責任者として萩田さんの御所見を、この際承つておきたいと思つておるわけでありませぬ。

○政府委員(萩田保君) ちよつとくど

果して千九百億円取れるかどうかという問題に帰着すると思ひます。また詳しく二十五年度の実績が出ておられるので、的確な数字は申し上げられませんが、道府県分については、もう二カ月前ぐらいの二月末ですか、一月末でしたか、数字が集まつております。それによりますと、道府県分は大体九百億取れるということになつておりますが、たしか調定額はすでに上廻つております。従つてその徴税率が七割、八割になるか九割になるか、その問題に帰着するだらうと思ひますが、これが必ずしも今おつしやいまして、去年いろいろ問題がございましたので、徴税成績がよくなつて、果して収入額において九百億円ができるかどうかということは今ちよつと申上げかねます。むしろ少し怪しいのじやないかと考へております。

○鈴木直人君 昨日法務総裁に今回提出された警察法の改正過程における予算的措置等について質問をしたのですが、地方財政委員会関係のところが、地方財政委員会関係のところが、問題が平衡交付金に關することになるわけでございます。即ち当初の国警の案によりますというところ、地方自治体から国警の方面に移行するところの警察官に必要なところの、新しく必要になつたところの予算については、二十六年度においては二十六年度の平衡交付金を以てこれに充てるといふようなことが案文の中に入つておりましたが、この国会に提案されたところの成案によるといふと、それがなくなつておるわけでありまして、それについて法務総裁に昨日聞いたのでありますが、大蔵省といたし

ましては、平衡交付金から減らすということも言うておられないし、又その分については新しく財源を大蔵省自体が認めまして、そうして、それで以て国の責任において賄うのだ、こういうこともはつきりいたしておられないというような説明であつたのです。私の推察によりますと、最初二万人の増員をするという計画に対してそれを五千人に切つたというところは、これは国の財政関係からして一万五千人といふものがある金を出したくないといふことからして五千人になつたのだ、こういうふうな思つておるのです。理由はいろいろ付いておる。五千人にいたしましたところの理由が、いろいろ弁解的な理由に付いておるが、現実には要するに大蔵省方面から査定において削られたのだということになると思ふ。で、それについて治安上遺憾のある点がないかという点については昨日聞きました。本日はその予算的な方面なのですが、そういういわゆる大蔵省の考え方である限りにおきましては、この十月三十日を以て大休本年度における自治体警察から国家警察のほうに移行される人数が町村民の一般投票によつてわかつて来るわけですから、十一月以降においては何人が自治体警察が廃止されて国家警察のほうに増員されるということが十一月になるとわかるわけだと思ふのです。で、法務総裁の言うように、一万九千人が全部仮に自治体警察から国家警察のほうに移行されたという場合に、いたした場合には、二十五年度の平衡交付金の算定から見ますと、警察官一人当り十六万三千五

百円でありますから、それに一万九千を掛けますと約三十一億程度のものになるわけでありまして、そうしますと、仮に本年の十月末を見まして一万九千人のものが国警のほうに移管されたというところを仮に考えた場合に、地方財政委員会といたしましては大蔵省との折衝が必ず始まると思はれるわけでありまして、三十一億といふものを既定予算から減らせたいといふことを想像できるわけでありまして、そういふ際において地方財政委員会としては如何なるいわゆる態度をとられるか、又この警察法が制定される過程において地方財政委員会と法務総裁なり大蔵大臣等との間においてそれについての交渉があつたのかどうかという点を第一にお聞きして、第二には、いわゆる十一月以降において三十一億程度のものを地方財政平衡交付金から減らせたいといふような折衝が始まるような場合には、どういふような見解をとつて行かれるかということをお聞きしておきたいと思ふのであります。

又第三には、現在当初予算において計上されたところの平衡交付金の総額におきましては、地方財政委員会の勧告通りには行つておられない、要求通りには行つておられないのであります。それから、恐らく今後補正予算等におきまして地方財政委員会の主張によること、いわゆる総額について、国会及び政府方面におきましても平衡交付金の増額がいわゆるだん／＼考えられて来ることになると思ふ。その際、もう三十一億といふものは警察が維持しないことになつたのだから、それは要らぬじやないか、従つて新しく必要など

ろのものに対してはその三十一億を以て充てたらいいじやないか、決してもう余分に更に追加予算を出す必要はないじやないか、こういうようなことの折衝が始まると思ふのです。そういう際にはどういふように考えられるか。その三点についてお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(齊藤昇君) 法務総裁と大蔵大臣の間にはどういふ折衝がありましたか、細かい点については承つておりませんが、私が大蔵大臣と折衝いたしました経緯及び事務当局が大蔵省の人々と折衝いたしました経緯につきましては申上げますが、最初は只今お話のありました通り、町村の警察を廃止したならば、それだけが国家地方警察に肩替りになることになるわけでありまして、大蔵省の事務当局のお話がありました。最初の原案はそういうふうな聞いておつたのであります。即ちその場合において平衡交付金の一部を移用することができるといふことを原案に入れておつたのであります。ところが、その後、大蔵大臣は、平衡交付金の枠が非常に少な過ぎるといふ強い輿論と議会の要望があつた。従つて町村の警察を廃止しても平衡交付金は減らさない。その代りこれを国家地方警察に肩替りした分は新たな財源を以て賄うというふうな方針の変更をするということ、その分については、新しく平衡交付金の増額を要求しておるその額については自然放棄することになりまして、

○鈴木直人君 そうなりますと、当然現在の平衡交付金の算定の法律の内容によりますれば、その自治体の警察から仮に一万といふものが移動する、そういうことになれば、その算定の基準から当然その分がなくなるということになるのでありますから、その分につきましては、新しく平衡交付金の増額を要求しておるその額については自然放棄することになりまして、

○政府委員(萩田保君) 実際の数字はわかりませんが、半年分だけ要らなくなりました分につきましては、余分な財政需

要までその団体に對して與える必要はないから、全体の計算におきましては差引きいたしたいと考えております。

○石川清一君 只今の質問に關連をいたしますが、齋藤國警長官のほうは總体の一千二百億は減らさないと、このように聞えますし、又一応理解されたのは、その町村の、自治体警察を持つておつた町村の一応の定員の枠の一年分だけは減らさないのだと、このようにも理解いたされるのです、その点についてどちらでしたか、一つお聞きしたい。

○政府委員(齋藤國警長官) 私の了解いたしておりますのは全体の枠でありまして、個々の町村は警察は持たなくなるという事になれば、これは今秋田局長から話がありましたように、その分は不要になるといふことになるのが当然であらうと思ひます。

○石川清一君 その場合に、定員の枠が廃止になりまして、町村自治体警察で定員を殖やした場合には、自動的に平衡交付金が多くなつて行くように考へられますが、その点お伺ひしたい。

○政府委員(秋田保君) これは先ほど小笠原委員の御質問にお答へいたしましたように、定員の枠が廃止されまると、定員で以て平衡交付金を分けることができないのでございまして、枠の基準を作らなければなりません。その際に適当にその市町村の、客観的に見まして、妥當な警察費の額というものを算定いたします基準を新たに考へたいと思ひます。

○鈴木直人君 実はそれは非常に理論的でないことなんですが、先般自治体警察を廃止する場合にも論へたのです、最初の案によりますと、自治体警

察を廃止しますれば定員の半分程度は國警が引受ける、後は半分程度は一ケ年間の定員外として養つては行く、このやうな案でありました。そのやうなことでありますれば、おそらく全国の自治体警察官は自分の身に振りかかると不安を考へて、廃止するといふことが非常に困難ではないか。それよりも全部この際は引取つたほうがさつぱりしていいではないかといふことを申し上げましたが、それは今回の案によりますと全部引取る、このやうな事になつて

いるから、それは解消したと思つて、ところが財政關係から見ますと、非常に町村自治体などは敏感でございまして、いつ平衡交付金の配分が決定するかわかりませんが、一度決定した後において警察が廃止されれば、その分のものは引上げられるのだといふやうな事になつて、それが町民なりそつういふ人たちにだん／＼わかつて来たといふことになれば、おそらくそれなら一つ警察を維持して行くにやないか、そのやうに行けば平衡交付金もよらぬ、ところがそれを取上げられるやうなら、それはどつちにも得にもならん、それじや持つて行くにやないかといふ感じが自然起りやしないかといふことが想像できる。それで今小笠原君なり皆から言われる通り、自然に殖える場合にはもらえない、ところが廃止すれば取上げられるといふやうなことであります。余り感じがよくないことになりやしないか。一年間くらいは平衡交付金は減らさない、このやうな大蔵省の方針である限りにおいては、一度やつたものはほかの厚生施設なり何かに使つたほうがいいといふくらゐにしてやつたほうが却つて警察を廃止する

ためにいいのではないかといふふうに考へられる。まあ警察を廃止すればその分は一つほかの方面に使つて下さいといふくらゐのやり方をやつたほうが、警察を廃止する意図であらばいいのじやないか、このやうなふうで考へられるのですかどうでしょう。

○政府委員(秋田保君) その点でございしますが、先ほどからも御説明しておりますやうに、基準財政需要はいずれにいたしましても八割くらの額しか見ておりませんので、仮に平衡交付金の額だけを、廃止になつたから廃止になつた半年分を出さないといつたしまつても、やはりその分におきましては相當地方の財源にゆとりがでけるといふふうになりますれば、單に財源的に計算すれば、それは廃止したほうが得になると思ひます。

○石川清一君 今度の改正法案によりますと、定員が自治体警察では或る程度自由になる。その場合に、現在の自治体警察は平時には無用で有事には無力だといふ説に従ひまして、現在の数を半分にした場合に、万一の場合には國警の応援は手弁當でやられるのですから、その場合に平衡交付金の配分の状況はどういうやうになりますか、お尋ねいたします。

○政府委員(秋田保君) 先ほどから申しておりますやうに、個々の団地で殖やすとか減らすとかいふ單なる考えによつてやりますとつきましては、何らこちらとしては關與しない。それが事突だろつと思ひます。併し國家的見地という言葉を使いましたのですが、全体的の均衡から見ましてどうしても殖やさなければならぬ或いは減らしたほうがいいといふ場合におきましては、

その額は平衡交付金にプラスするなり減額することになります。要は、中央と申しますか、全国的な見地から見まして、國家警察と自治体警察を併せ見て、その自治体警察にどれだけの人数、どれだけの財政需要が要るかといふことを計算いたし、その額だけ國として確保して行く、このやうなことを考へております。

○委員長(岡本愛祐君) よろしゅうございませう。それでは今日はこの程度で散會いたします。

午後五時七分散會
出席者は左の通り。
委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
吉川 末次郎君
竹中 七郎君

委員 石村 幸作君
高橋 進太郎君
安井 謙君
小笠原 二三男君
西郷 吉之助君
鈴木 直人君
石川 清一君

國務大臣 法務總裁 大橋 武夫君
政府委員 國家地方警 齋藤 昇君
察本部長官 加藤 陽三君
國家地方警察 本部總務部長 荻田 保君
地方財政委員 會事務局長 小野 哲君
地方自治 政務次官

常任委員 福永 与一 郎君
會專門員 武井 群 嗣君
常任委員 會專門員 武井 群 嗣君

五月十七日日本委員會に左の事件を付託された
一、地方自治法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十六日)

五月十七日日本委員會に左の事件を付託された
一、地方公務員法の制定に伴う關係法律の整理に關する法律案
地方公務員法の制定に伴う關係法律の整理に關する法律案
(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のやうに改正する。
目次第二編第六章中「第十一節書記長及び書記」を「第十一節議會の事務局及び事務局局長、書記長、書記その他の職員」に改める。

第十一條中「公職選挙法」の下に「(昭和二十五年法律第百号)」を加える。
第九十二條第二項中「有給の職員」を「常勤の職員」に改める。
「第十一節 議會の事務局並びに事務局局長、書記長及び書記」を「第十一節 議會の事務局及び事務局局長、書記その他の職員」に改める。

第百三十八條第三項中「事務局

事務局側

長及び書記を、事務局長、書記その他の職員に改める。

同条第四項中「書記長及び書記」を「書記長、書記その他の職員」に改める。

同条第五項を次のように改める。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

同条同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、条例でこれを定める。

同条第七項中「書記」を「書記その他の職員」に改める。

同条同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱に関しては、この法律に定めるものを除く外、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

第百四十一條第二項中「有給の職員」を「常勤の職員」に改める。

第百六十六條第一項中「若しくは警察吏員」を削る。

第百六十七條中「吏員」を「その補助機関たる職員」に改める。

第百六十八條第五項中「若しくは警察吏員」を削る。

第百七十二條第一項中「必要な吏員」を「吏員その他の職員」に改める。

同条第二項及び第三項中「吏員」を「職員」に改める。

同条第四項を次のように改める。

第一項の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱に関しては、この法律に定めるものを除く外、地方公務員法の定めるところによる。

第百七十五條第二項中「吏員」を「吏員その他の職員」に改める。

第百九十一條中「書記」を「書記その他の職員」に改める。

第百九十二條を次のように改める。

第百九十二條 第百五十條の規定は、選挙管理委員会にこれを準用する。

第百九十三條を次のように改める。

第百九十三條 第百二十七條第二項、第百四十一條第一項、第百四十二條及び第百六十六條第一項の規定は選挙管理委員会に、第百五十三條第一項、第百五十四條及び第百五十九條の規定は選挙管理委員会の委員長に、第百七十二條第二項及び第四項の規定は選挙管理委員会の書記その他の職員にこれを準用する。

第百九十六條第二項中「有給の職員」を「常勤の職員」に改める。

第百九十六條中「書記」を「書記その他の職員」に改める。

第百九十六條中「第百六十六條第二項中」を削る。

第百九十六條中「第百六十六條第二項中」を削る。

第百九十六條中「第百六十六條第二項中」を削る。

第百九十六條中「第百六十六條第二項中」を削る。

第百九十六條中「第百六十六條第二項中」を削る。

一項及び第百九十二條を「及び第百六十六條第一項に」「書記」を「書記その他の職員」に改める。

第百四十四條第一項中「別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律の定めるところにより」を削り、「専門委員を除く。」を削り、「常勤の者を除く。」を削り、「事務局長、書記長及び書記を、事務局長、書記、書記その他の職員に」「選挙管理委員会の書記」を「選挙管理委員会の書記その他の職員」に、「監査委員の事務を補助する書記」を「監査委員の事務を補助する書記その他の職員」に改める。

第百五十五條中「別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律の定めるところにより」を削り、「退職料、退職給付金、死亡給付金又は遺族扶助料」を「退職年金又は退職一時金」に改める。

第百六十六條第一項中「異議のある関係人は」の下に「法律に特別の定めがある場合を除く外」を加える。

第百七十五條第一項中「必要な吏員」を「吏員その他の職員」に改める。

同条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

附則第一條第二項を削る。

附則第一條第二項を削る。

附則第一條第二項を削る。

附則第一條第二項を削る。

附則第一條第二項を削る。

附則第一條第二項を削る。

附則第一條第二項を削る。

附則第一條第二項を削る。

附則第一條第二項を削る。

附則第一條第二項を削る。

和二十五年法律第二百六十一号）第三章第六節に、同項但書中「同法第百三條及び第百四條」を、同法第百三十八條第一項に改める。

第百四十七條中「条例に従い」を削る。

第五十條第一項本文中「国家公務員法の精神に則り、市町村条例でこれを定める」を「地方公務員法の定めるところによる」に改める。

同条第二項中「宣誓」を削る

（教育委員会法の一部改正）

第三條 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「指導主事並びに」を「指導主事、」に改め、「技術職員」の下に「その他の職員」を加える。

第四十九條中第五号及び第七号を削り、第六号を第五号とし、第八号を第六号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

第六十六條第一項及び第二項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

第六十七條第一項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

第六十七條第一項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

第六十七條第一項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

第六十七條第一項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

第六十七條第一項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

第六十七條第一項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

第六十七條第一項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

法律第二百六十一号）に改める。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 地方自治法第二百四條から第二百六條までの規定は前条第二項に規定する職員で常勤のものに、同法第二百三條及び第二百六條の規定は前条第二項に規定する職員で非常勤のものに、これを準用する。

第八十一條本文中「第六十七條第二項及び第六十八條第一項に規定する別に地方公共団体の職員に関して規定する法律が制定施行されるまでは」を「地方公務員法の当該規定が施行されるまでは、」に、「これらの項」を「第六十七條第二項及び第六十八條」に改める。

（労働組合法の一部改正）

第四條 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四條 削除

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第五條 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項第三号中「議会の書記長」を「議会の事務局長若しくは書記長」に改める。

同条同項に次の一号を加える。

七 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十二條第一項及び第四項に規定

第十二條第一項及び第四項に規定

第十二條第一項及び第四項に規定

第十二條第一項及び第四項に規定

第十二條第一項及び第四項に規定

する事務職員

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の地方自治法第九十二条第二項の規定（同法第二百九十二条及び第二百九十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第四百四十一条第二項の規定（同法第六十六條第二項、第六十八條第六項、第二百九十二条及び第二百九十六条第三項において準用する場合を含む。施行の際現に地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長と常勤の職員とを兼ねている者については、これらの規定は、その現に兼ねている職に限り適用しない。この法律施行の際現に公職選挙法第九十五条第二項又は第二百八条第二項の規定の適用を受ける得票者についても、また、同様とする。

昭和二十六年七月二十四日印刷

昭和二十六年七月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所